

低入札価格調査制度における契約の取扱いについて

つくば市が発注する建設工事のうち、低入札価格調査制度の調査を受けた者との契約に関しては、工事の品質確保への取り組み強化を図る観点から、下記のとおり取り扱うこととしました。

◆改正内容

1 受注者側技術員の増員

現場代理人と主任（監理）技術者（監理技術者補佐を含む。）の兼任を認めないものとする。

2 前払金の割合縮減

前払金の支払を請負代金額の10分の2以内とする。

※ただし、中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではありません。

◆適用日

平成31年4月1日以降の公告案件から適用する。